

事後審査型制限付一般競争入札の執行について

令和7年5月12日（月）

大阪市デジタル統括室長 鶴見 一裕

次のとおり、事後審査型制限付一般競争入札を執行する。

1 入札に付する事項		
	(1) 案件名称	大阪市行政オンラインシステム手数料等決済処理サービス利用（長期継続・単価契約）
	(2) 履行期間	令和7年10月1日から令和10年9月30日
	(3) 履行場所	本市指定場所
	(4) 仕様等	別紙1「仕様書」のとおり
	(5) 契約条項	別紙2「サービス（ライセンス）長期利用契約書（長期継続・単価契約）」のとおり
2 入札日程		
	(1) 公告日	令和7年5月12日（月）
	(2) 質問受付期間	公告日から令和7年5月21日（水）午後5時00分
	(3) 質問回答掲載期間	令和7年5月28日（水）から令和7年6月20日（金）
	(4) 入札日時（即時開札）	令和7年6月6日（金）午後1時30分 ※入札室は約30分前より開場
3 担当		
	(1) 契約担当	デジタル統括室戦略担当（総務グループ） 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所地下2階 電話番号：06-6208-7675 メールアドレス：digital-keiyaku@city.osaka.lg.jp
	(2) 事業担当	デジタル統括室DX推進担当（デジタルサービスグループ） 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所地下1階 電話番号：06-6208-7646 メールアドレス：bb0003@city.osaka.lg.jp
4 入札参加資格		
	(1) 登録種目	令和7・8・9年度の本市入札参加有資格者名簿において業務委託種目「10情報処理-01情報処理-04情報処理サービス」または「10情報処理-01情報処理-06その他情報処理」の登録があること。
	(2) 必要な許認可（登録）等及びその他	なし
5 質問事項の受付及び回答		
	(1) 質問方法	様式1「仕様書等に関する質問票」に必要事項を記載のうえ、電子メールにより、件名を「【質問】大阪市行政オンラインシステム手数料等決済処理サービス利用（長期継続・単価契約）」として、契約担当（3（1））あて送信のうえ、電話で受信確認を行うこと。
	(2) 質問受付期間	公告日から令和7年5月21日（水）午後5時00分
	(3) 回答方法	質問回答日に当該公告本文内において掲載する。なお、質問に対する回答のほか、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札までに内容を確認すること。
	(4) 質問回答掲載期間	令和7年5月28日（水）から令和7年6月20日（金）
6 入札の日時及び場所		
	(1) 入札日時（即時開札）	令和7年6月6日（金）午後1時30分 ※入札室は約30分前より開場
	(2) 入札場所	大阪市役所本庁舎 地下2階 デジタル統括室 第2会議室 （ファミリーマート向かって右側つきあたり）
7 入札方法等		
	(1) 入札は、入札日時に入札場所に出席し、入札書（書面・両面印刷）及び入札書別紙（書面）の提出により行うこと。	
	(2) 入札書には、日付、所在地、商号又は名称及び代表者氏名又は受任者氏名を記入のうえ、代表者印又は受任者印（使用印鑑届出書で届け出た印）を必ず押印すること。なお、記名押印は、個人については本人が、法人については代表者が、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が行うこと。	
	(3) 入札は、本人又はその代理人が行うこと。代理人が入札をする場合は、入札時に委任状を提出すること。	
8 入札保証金等		
	(1) 保証人	不要
	(2) 納付方法	契約保証金を納付しようとする時は、落札業者決定後速やかに事業担当（3（2）に同じ）より納付書の交付を受けること。
9 その他		
	(1) 契約書作成の要否	要
	(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。	

(3)	入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
(4)	入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
(5)	落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった落札者または契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。
(6)	この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。
(7)	落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
(8)	この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。